

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

○特定漁港漁場整備事業計画の変更の予定及び特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧（六八四・水産漁港課）	1
○都市計画の変更による送付図書の縦覧（六八五、六八六・都市計画課）	1
○平成十八年度屋外広告物講習の実施（六八七・都市計画課）	1
○道路の供用開始（六八八・道路課）	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活動支援室）	2
○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）	2
○特定調達契約に係る落札者の決定（総務事務センター）	2

告 示

秋田県告示第六百八十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更するので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画変更書案の写し

二 縦覧期間

平成十八年九月二十二日から同年十月十二日まで

三 縦覧場所

農林水産部水産漁港課及び関係地域振興局農林部

秋田県告示第六百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大館市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

大館都市計画道路（三・五・十六号中道有浦線）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第六百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大館市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

大館都市計画土地地区画整理事業（御成町南地区土地地区画整理事業）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第六百八十七号

秋田県屋外広告物条例（昭和四十九年秋田県条例第二十号）第十九条第一項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第十五号）第二十一条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十八年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 講習の日時及び場所

(一) 日時

第一日 平成十八年十一月一日（水）午前九時十五分から午後五時まで
第二日 平成十八年十一月二日（木）午前九時から午後四

時四十分まで

(一) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟大会議室

二 講習の内容及び時間

(一) 屋外広告物に関する法令に関する事項 五時間

(二) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 四時間

(三) 屋外広告物の施工に関する事項 三時間

三 受講申込書の交付

(一) 期間

平成十八年九月二十二日（金）から同年十月二十日（金）まで

(二) 場所

鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角地域振興局建設部用地課
北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部用地課
能代市御指南町一番十号 山本地域振興局建設部用地課

秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部用地課

由利本荘市水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部用地課

大仙市大曲上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部用地課

横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部用地課

湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局建設部用地課

(郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書きし、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。)

四 受講申込書の受付

(一) 期間及び時間

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年九月二十五日（月）から同年十月二十日（金）までの午前九時から午後五時まで（郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

(二) 場所

三(三)に掲げる場所（郵送の場合は、秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課）

五 講習手数料

(一) 額 四千元

(二) 納付方法 受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること

六 講習についての問い合わせ先
建設交通部都市計画課(電話番号 〇一八―八六〇―二四四二)

秋田県告示第六百八十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年九月二十二日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	鳥海矢島線	由利本荘市矢島町荒沢字姥ヶ沢二五番二から四八番まで

二 供用開始の期日 平成十八年九月二十五日
三 供用開始の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十八年九月二十二日から同年十月五日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十八年九月二十二日

一 申請のあった年月日 秋田県知事 寺 田 典 城
平成十八年八月二十五日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人観光情報スクエア
三 代表者の氏名 船 木 一
四 主たる事務所の所在地 男鹿市船川港船川字栄町二十四番地
五 定款に記載された目的 この法人は、わが国の観光地における広報活動・企画運営の

効率化、高価値化を図るために、WEB等のIT技術を活用した観光PRの手法を研究・実践するとともに、観光に関わる方々に対しITを活用した自発的な情報発信について普及・啓発を図り、主に観光産業を中心として、地域経済の活性化や観光と連携したまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容
法人名称の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年九月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十八年九月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成十八年九月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の名称及び数量 液体クロマトグラフタンデム質量分析計 一式
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
三 落札者を決定した日 平成十八年九月十一日
四 落札者の名称及び住所 サカタ理化学株式会社秋田営業所 秋田市新屋表町六番十七号
五 落札金額 三千七百十七万円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 一般競争入札の公告を行った日 平成十八年七月二十五日

発 行 者 秋 田 県
購読料金 秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松 原 印刷 社
電話 862 八七六六 FAX 863 〇〇〇五
E-mail: matsubara@matsubarainsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松 原 繁 雄